

株 主 各 位

東京都中央区銀座8丁目14番14号
日 特 建 設 株 式 会 社
代表取締役社長 中 森 保

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区明石町13番18号
当社明石町分室ビル2階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 株主総会の目的である事項
報 告 事 項
 1. 第65期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、計算書類報告の件
 2. 第65期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件（1）
- 第3号議案 定款一部変更の件（2）
- 第4号議案 株式併合の件
- 第5号議案 取締役7名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

代理人による議決権行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

なお、議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

~~~~~  
◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎お知らせ 修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ (<http://www.nittoc.co.jp>) にて、修正後の内容を開示いたします。

# 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により厳しい状況が続いたものの、緩やかに持ち直しの動きが見られています。しかし低迷が続く雇用情勢、電力供給の制約、一部改善はあるものの依然続く円高など懸念すべき問題も多く、先行きは不透明な状況で推移しました。

建設業界におきましては、民間設備投資については下げ止まりつつあり、公共建設投資については、各社との激しい受注競争が続いたものの、補正予算により復旧・復興需要が高まりを見せ、当社が得意とする災害対策工事の発注量が増加しました。

このような事業環境において、当社グループは経営理念「基礎工事における総合技術力と効率的な経営で、安全・安心な国土造りに貢献する会社」のもと、平成23年5月20日付けで中期経営計画〔Step II〕(平成23年度～平成25年度)を公表いたしました。本計画は、当社の強みを最大限に活かして、激変する建設市場でも確かな収益力を背景に安定した経営基盤を構築して「新生日特の創生」から成長戦略への転換を図ることを目的とし、基礎分野のシェアと事業領域の拡大、組織力強化を事業戦略の柱としてスタートいたしました。

その結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

#### ①受注高、売上高

当社グループは、中期経営計画の事業戦略である「基礎分野における補修・防災技術の強化によるシェア拡大」を推進してまいりました。具体的には基礎工事の独自工法を売り込み、震災復興工事などを受注したことにより、受注高は52,179百万円(前連結会計年度比7.8%増)、売上高は52,079百万円(前連結会計年度比2.8%増)となりました。

#### ②利益

受注高の増加による売上高の増加、工事管理の強化による完成工事利益の確保、経費削減を徹底した結果、営業利益は2,026百万円(前連結会計年度比12.4%増)、経常利益は1,877百万円(前連結会計年度比24.4%増)、税金等調整前当期純利益は1,925百万円(前連結会計年度比20.2%増)となりましたが、法人税等調整額の影響により当期純利益は1,823百万円(前連結会計年度比21.4%減)となりました。

(2) 事業別の状況

事業別受注高・売上高・繰越工事高

(単位：百万円)

| 区 分              |           | 前 期 繰 越<br>工 事 高 | 当 期<br>受 注 高 | 当 期<br>売 上 高 | 次 期 繰 越<br>工 事 高 |
|------------------|-----------|------------------|--------------|--------------|------------------|
| 建<br>設<br>事<br>業 | 基 礎       | 22,402           | 46,821       | 45,740       | 23,483           |
|                  | 土 木       | 5,329            | 4,884        | 5,879        | 4,334            |
|                  | 地質コンサルタント | 40               | 369          | 355          | 53               |
| そ の 他            |           | —                | 103          | 103          | —                |
| 計                |           | 27,772           | 52,179       | 52,079       | 27,871           |

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (9) 財産および損益の状況

| 区 分                       | 第 62 期<br>(平成20年4月1日から<br>平成21年3月31日まで) | 第 63 期<br>(平成21年4月1日から<br>平成22年3月31日まで) | 第 64 期<br>(平成22年4月1日から<br>平成23年3月31日まで) | 第65期(当期)<br>(平成23年4月1日から<br>平成24年3月31日まで) |
|---------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------|
| 受 注 高<br>(百万円)            | 42,248                                  | 54,968                                  | 48,383                                  | 52,179                                    |
| 売 上 高<br>(百万円)            | 59,561                                  | 58,577                                  | 50,642                                  | 52,079                                    |
| 経 常 利 益<br>(百万円)          | 1,359                                   | 1,500                                   | 1,509                                   | 1,877                                     |
| 当 期 純 利 益<br>(百万円)        | 1,454                                   | 1,444                                   | 2,318                                   | 1,823                                     |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 (円) | 10.24                                   | 10.19                                   | 16.67                                   | 10.86                                     |
| 総 資 産<br>(百万円)            | 38,573                                  | 35,374                                  | 35,620                                  | 36,576                                    |
| 純 資 産<br>(百万円)            | 6,817                                   | 8,269                                   | 10,403                                  | 12,044                                    |
| 1 株 当 たり<br>純 資 産 (円)     | 34.97                                   | 45.22                                   | 61.61                                   | 68.67                                     |

## (10) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、東日本大震災により依然厳しい経済状況にある中で、政府の政策効果により現在の景気の持ち直し傾向が、より強まることが期待されています。しかし、いまだに収束が見られない欧州政府の債務危機や原油高、そして中国などの新興国の成長鈍化への懸念や円高などによる国内景気への影響が心配されています。

建設業界におきましては、民間設備投資はこのところ持ち直しの動きも見られますが、低迷が続き、公共建設投資は、政府の平成23年度補正予算などによる東日本大震災被災地の復興工事等により、一時的に増加することが予想されますが、長期的には財政改革の必要に迫られ、国・地方公共団体の公共建設投資は縮減基調の予算編成を続けるものと思われます。

このような状況のもと、当社グループは、コア事業へ経営資源を集中し、グループ役職員が一丸となって内部統制の強化、営業面・工事面・与信面の管理徹底等、さまざまな改革に取り組み、経営環境の急激な変化に対応できる体制を整えてまいりました。

このような環境の中で当社グループが対処すべき重要課題は、内部統制（コンプライアンス、リスク管理）の強化、基礎工事分野の量の確保、収益性の維持、キャッシュ・フロー重視の経営です。また、収益性を維持していくために、貸し倒れ、不採算工事、収支悪化工事の低減に努め、安全・品質の管理強化をより一層進めていくことも重要課題と捉えております。併せて、無駄の排除による経費削減も継続してまいります。

さらに、業務提携先である株式会社不動テトラとのシナジー効果を発揮し、重要課題の取り組み活動を推進してまいります。

また、当社グループがこれまで培ってきたのり面工事、地盤改良工事、ダムグラウト工事等の技術やノウハウを活かし、開発、改良、改善した下記の特許技術を「環境」「防災」「維持管理」「都市再生」を目的とした各種基礎工事に展開し、そのシェア拡大を図ってまいります。

これらの分野で、当社が保有する代表的な独自技術は次のとおりです。

#### ①ジオファイバー工法

砂とポリエステル繊維を混合した補強土でのり面を保護する工法です。セメントを使う他の工法にくらべて、表面に草木を生やして緑の景観が回復できる点、二酸化炭素が削減できる点がすぐれています。

#### ②カエルドグリーン工法

これまで使わずに廃棄していた掘削土を独自の方法で改良し、のり面に吹付けて緑化基盤材として利用する工法です。掘削土に含まれる種子を発芽・成長させることで地域の生態系が保全できます。

#### ③ニューレスプ工法

経年劣化した吹付けコンクリート（モルタル）のり面を剥ぎ取らず、その上に有機繊維を混ぜたコンクリートを吹付けて補強する工法です。廃棄物が少なく、安全に、早く施工できます。

#### ④キロ・フケール工法

補修が必要な長距離トンネルや落石が懸念される高所の斜面など、これまで機械が搬入できず、モルタル吹付けが難しかった現場で、ホースを伸ばし（最長で1km程度）、流動性にすぐれた特殊モルタルを圧送して、それを可能にする工法です。

### ⑤パフェグラウト工法

水に溶け出さない充填材「パフェグラウト」と、高精度の制御装置「COGMA（コグマ）システム」を組み合わせた空洞・空隙充填工法です。長距離圧送（最長で2km程度）を必要とするトンネルや高強度を必要とする構造物の基礎等、さまざまな場所で使われています。

### ⑥Re. ボーンパイル（リボーンパイル）工法

ビルを取り壊した後、地中に残る杭を切断しながら撤去する工法です。杭を切らずに長いまま引き上げる他の工法にくらべて重機転倒の危険が少なく、地中で杭を粉碎して回収する他の工法にくらべて振動や騒音が小さいので、住宅が密集する都市の環境に適しています。

### ⑦液状化対策注入技術（エキスパッカ-N工法）

砂地盤に特殊な薬液を注入して固め、地震時の液状化を防ぐ技術です。

### ⑧港湾岸壁の耐震補強グラウンドアンカー技術

地盤内に高強度の鋼材（鋼織）を挿入して、先端をセメントで定着し、数10 t～数100 t の力で強く張って（緊張させて）地盤の動きを抑制する技術です。これまで主にのり面の安定に用いられてきたこの技術を港湾岸壁の耐震補強に応用しています。仕上げの工程にあたる緊張作業で、独自の管理システム「Licos（リコス）」を用い、信頼性を向上させています。

## (11) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社は、建設業法により特定建設業者として、平成23年10月25日国土交通大臣許可（特-23）第211号の更新許可をうけ、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。また、子会社は土木工事、緑化資材の販売および保険の代理業務を行っております。

## (12) 主要な営業所（平成24年3月31日現在）

### ① 当社の主要な営業所等

|    |                   |                |
|----|-------------------|----------------|
| 本店 | 東京都中央区銀座8丁目14番14号 |                |
| 支店 | 札幌支店（札幌市厚別区）      | 名古屋支店（名古屋市中村区） |
|    | 東北支店（仙台市太白区）      | 大阪支店（大阪市北区）    |
|    | 東京支店（東京都中央区）      | 広島支店（広島市中区）    |
|    | 北陸支店（新潟市東区）       | 九州支店（福岡市博多区）   |

### ② 重要な子会社の主要な営業所

|         |    |                 |
|---------|----|-----------------|
| 緑興産株式会社 | 本店 | 東京都中央区明石町13番18号 |
|---------|----|-----------------|

(13) 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

| 区 分 | 従業員数（前期末比増減） |
|-----|--------------|
| 男 性 | 797名（ 1名増）   |
| 女 性 | 34名（増減なし）    |
| 計   | 831名（ 1名増）   |

(14) 主要な借入先（平成24年3月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高            |
|---------------------------|----------------------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 1,218 <sup>百万円</sup> |
| 中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社   | 950                  |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 641                  |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 276                  |

（注）中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付けで中央三井アセット信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となっております。

(15) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名   | 資 本 金     | 当 社 の<br>出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                                 |
|---------|-----------|------------------|-----------------------------------------------|
| 緑興産株式会社 | 百万円<br>31 | %<br>100         | 損 害 保 険 代 理 業<br>建 設 材 料 等 販 売 業<br>土 木 工 事 業 |

- ③ 企業結合の経過  
特に記載すべき事項はありません。
- ④ 企業結合の成果  
「1. 企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況（平成24年3月31日現在）

- |            |        |                      |
|------------|--------|----------------------|
| ① 発行可能株式総数 |        | 190,000,000株         |
| ② 発行済株式総数  | 普通株式   | 175,677,164株         |
|            | 乙種優先株式 | 一株                   |
|            |        | (うち自己株式275,665株)     |
| ③ 株主数      | 普通株式   | 12,631名（前期末比3,441名増） |
|            | 乙種優先株式 | 0名（前期末比 1名減）         |

### (2) 大株主の状況（上位10名）

| 株主名                            | 普通株式<br>持株数 | 普通株式<br>持株比率 |
|--------------------------------|-------------|--------------|
|                                | 千株          | %            |
| 株式会社不動産トラ                      | 40,000      | 22.80        |
| フェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックス投資事業組合 | 20,000      | 11.40        |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）      | 8,506       | 4.85         |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）        | 6,062       | 3.46         |
| 山内正義                           | 4,933       | 2.81         |
| 日特建設社員持株会                      | 3,513       | 2.00         |
| みずほ証券株式会社                      | 2,400       | 1.37         |
| 株式会社三井住友銀行                     | 2,002       | 1.14         |
| 中央三井信託銀行株式会社                   | 2,002       | 1.14         |
| 日本証券金融株式会社                     | 1,815       | 1.03         |

（注）持株比率は、自己株式（275,665株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### 新株予約権等の状況（平成24年3月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役および監査役の状況

| 会社における地位 | 氏名      | 担当       | 重要な兼職の状況                                                          |
|----------|---------|----------|-------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 中 森 保   |          |                                                                   |
| 取締役      | 緑 川 精 一 | 管理本部長    |                                                                   |
| 取締役      | 荒 井 民 雄 | 技術本部長    | 緑興産株式会社<br>代表取締役                                                  |
| 取締役      | 三 橋 一 雄 | 直轄グラウト部長 |                                                                   |
| 取締役      | 屋 宮 康 信 | 事業本部長    |                                                                   |
| 取締役      | 三 村 智 彦 | (社外取締役)  | フェニックス・キャピタル<br>株式会社 代表取締役                                        |
| 取締役      | 小 島 崇   | (社外取締役)  | フェニックス・キャピタル<br>株式会社 マネージングデ<br>イレクター                             |
| 取締役      | 山 下 晃   | (社外取締役)  | 株式会社不動産テトラ<br>執行役員管理本部企画財務<br>部長                                  |
| *取締役     | 田 畑 滋   | (社外取締役)  | 株式会社不動産テトラ<br>執行役員地盤事業本部副本<br>部長兼営業部長                             |
| 常勤監査役    | 高 橋 憲 男 | (社外監査役)  | 緑興産株式会社 監査役                                                       |
| *常勤監査役   | 淀 谷 学   |          | 島根アースエンジニアリン<br>グ株式会社 監査役                                         |
| 監査役      | 滝 口 勝 昭 | (社外監査役)  | 滝口勝昭公認会計士事務所所長<br>フェニックス・キャピタル<br>株式会社 監査役<br>オリエンタル白石株式会社<br>監査役 |

- (注) 1. \*田畑 滋氏は、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会において取締役に、新たに選任され就任いたしました。
2. \*淀谷 学氏は、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会において監査役に、新たに選任され就任いたしました。
3. 緑川精一氏は、平成24年3月31日をもって、取締役を辞任いたしました。
4. 三村智彦、小島 崇、山下 晃、田畑 滋の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 常勤監査役 高橋憲男、監査役 滝口勝昭の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 常勤監査役 高橋憲男氏は、大手金融機関において、要職を歴任しており、財務および会計に相当程度の知見を有する者であります。
7. 監査役 滝口勝昭氏は、公認会計士として長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
8. 常勤監査役 高橋憲男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

| 退任時の会社における地位 | 氏 名   | 退任時の地位・担当および重要な兼職の状況           | 退 任 日      | 退任理由 |
|--------------|-------|--------------------------------|------------|------|
| 取 締 役        | 上 月 哲 | 株式会社不動産テトラ 常務執行役員<br>建設本土木事業部長 | 平成23年6月29日 | 任期満了 |
| 監 査 役        | 原 欣 二 | 緑興産株式会社 監査役                    | 平成23年6月29日 | 辞 任  |
| 監 査 役        | 宮 眞 一 | 島根アースエンジニアリング株式会社<br>監査役       | 平成23年6月29日 | 辞 任  |

## (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員   | 支 給 額      | 摘 要 |
|--------------------|-----------|------------|-----|
|                    | 名         | 百万円        |     |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 10<br>(5) | 99<br>(10) | (注) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5<br>(3)  | 31<br>(19) | (注) |

- (注) 1. 取締役の支給人員、支給額は、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 監査役の支給人員、支給額は、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。
3. 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は360千円であります。
4. 取締役の報酬限度額は、平成15年6月27日開催の第56期定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第47期定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況  
イ. 社外取締役の兼職の状況

| 氏 名     | 会 社 名            | 役 職 名               |
|---------|------------------|---------------------|
| 三 村 智 彦 | フェニックス・キャピタル株式会社 | 代表取締役               |
| 小 島 崇   | フェニックス・キャピタル株式会社 | マネージングディレクター        |
| 山 下 晃   | 株式会社不動産テトラ       | 執行役員管理本部企画財務部長      |
| 田 畑 滋   | 株式会社不動産テトラ       | 執行役員地盤事業本部副本部長兼営業部長 |

- (注) 1. 三村智彦氏は、フェニックス・キャピタル株式会社の代表取締役を兼任しております。同社は、当社の大株主であるフェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックス投資事業組合の業務執行組合員であります。当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 小島 崇氏は、フェニックス・キャピタル株式会社のマネージングディレクターを兼任しております。同社は、当社の大株主であるフェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックス投資事業組合の業務執行組合員であります。当社との間に特別な利害関係はありません。
3. 山下 晃氏は、株式会社不動産テトラの執行役員管理本部企画財務部長を兼任しております。同社は、当社の大株主であり、当社と業務提携契約を締結し連携関係を構築していますが、当社との間に特別な利害関係はありません。
4. 田畑 滋氏は、株式会社不動産テトラの執行役員地盤事業本部副本部長兼営業部長を兼任しております。同社は、当社の大株主であり、当社と業務提携契約を締結し連携関係を構築していますが、当社との間に特別な利害関係はありません。

## ロ. 社外監査役の兼職の状況

| 氏 名     | 会 社 名                            | 役 職 名      |
|---------|----------------------------------|------------|
| 高 橋 憲 男 | 緑興産株式会社                          | 監査役        |
| 滝 口 勝 昭 | フェニックス・キャピタル株式会社<br>オリエンタル白石株式会社 | 監査役<br>監査役 |

- (注) 1. 高橋憲男氏は、緑興産株式会社の監査役を兼任しており、同社は、当社の子会社であります。
2. 滝口勝昭氏は、フェニックス・キャピタル株式会社及びオリエンタル白石株式会社の監査役を兼任しております。フェニックス・キャピタル株式会社は、当社の大株主であるフェニックス・キャピタル・パートナーズ・シックス投資事業組合の業務執行組合員であり、オリエンタル白石株式会社は当社と同業であります。両社とも当社との間に特別な利害関係はありません。

## ② 主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 当社での主な活動状況                                                                                                    |
|-------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 三 村 智 彦 | 当事業年度開催の取締役会の出席率は94%で、投資先の企業価値向上等に関する活動を含む専門的な知識、見地から議案審議等について発言を適宜行っております。                                   |
| 社外取締役 | 小 島 崇   | 当事業年度開催の取締役会の出席率は94%で、投資先の企業価値向上等に関する活動を含む専門的な知識、見地から議案審議等について発言を適宜行っております。                                   |
| 社外取締役 | 山 下 晃   | 当事業年度開催の取締役会の出席率は100%で、経営に関する専門的な知識、見地から議案審議等について発言を適宜行っております。                                                |
| 社外取締役 | 田 畑 滋   | 平成23年6月29日就任以来開催の取締役会の出席率は100%で、当社主要事業における専門的な知識、見地から議案審議等について発言を適宜行っております。                                   |
| 常勤監査役 | 高 橋 憲 男 | 当事業年度開催の取締役会の出席率は100%、監査役会の出席率は100%で、財務および会計の専門的な見地から議案審議等について発言を適宜行うとともに、他の監査役と密接に情報交換を行い、取締役の職務執行を監査しております。 |
| 監 査 役 | 滝 口 勝 昭 | 当事業年度開催の取締役会の出席率は89%、監査役会の出席率は100%で、公認会計士としての専門的な見地から議案審議等について発言を適宜行うとともに、他の監査役と密接に情報交換を行い、取締役の職務執行を監査しております。 |

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人保森会計事務所

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

|   |                                        |           |
|---|----------------------------------------|-----------|
| ① | 当事業年度に係る報酬等の額                          | 百万円<br>38 |
| ② | 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 38        |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる事由がある場合には、監査役会において、監査役全員の同意に基づき解任する方針としております。

また、当社は、会計監査人の独立性および審査体制その他の職務の実施に関する体制等を勘案し、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任もしくは不再任の決定を行う方針であります。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社が、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

### I. 内部統制システムについて

#### 1. 基本的な考え方

当社グループは、経営理念を実践するために得意分野である基礎工事に経営資源を集中し、社会ニーズである環境・防災技術の開発・改良を進めている。

##### ◆経営理念

「基礎工事における総合技術力と効率的な経営で、安全・安心な国土造りに貢献する会社」

##### ◆経営ビジョン

「信頼される技術力に培われた、環境・防災工事を主力とした基礎工事のエキスパート」

また、当社では、社会から信頼と企業価値を高めるために、“内部統制（コンプライアンス、リスク管理）の強化”を、経営の最重要課題として取り組んでおり、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」と言う）を構築することが、経営の責務であるとして取締役会で内部統制システムの基本方針を決議した。

#### 2. 内部統制システム構築に関する基本方針

(1) 取締役、使用人の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

- ① 社外取締役を選任し、取締役の職務執行を取締役会で報告させることにより法令及び定款適合性を監視する。
- ② コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制の規程を整備する。当社グループの全使用人に法令遵守の「誓約書」を提出させ、啓発活動を行う。
- ③ 社長は、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置して全使用人に法令、定款及び各種管理規則・規程の周知徹底及び遵守を図る。
- ④ 取締役会の下に、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムを定めると共に、その進捗管理を行う。また、コンプライアンス委員会で協議・決定事項については取締役会へ報告する。
- ⑤ 独占禁止法及び建設業法並びに労働安全衛生法については、コンプライアンス委員会の下に小委員会を設置し、これら法令に関する教育計画の作成及び営業担当者、工事担当者を対象にした研修を定期的に行う。

- ⑥ 当社グループを対象として、法令違反や社内不正などの防止及び早期発見を目的とした企業倫理ヘルプライン制度を設け、コンプライアンスに関する相談・通報・監視の補完を図る。その窓口には、社内のほか外部の弁護士を充てる。また、法令・規則規程違反や社内不正の事実が発生した場合は、賞罰委員会で審議し、その処分を社長が決定する。
  - ⑦ 財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法及び東京証券取引所規則との適合性を確保するため、社長は内部統制推進室を指揮して整備及び運用についての評価をするとともに、必要に応じて業務プロセス及び規程の見直しを関係部署に指示する。また、財務報告に係る内部統制の評価報告書を取締役に提出し報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- ① 管理本部担当取締役は、文書管理統括責任者として取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存する等の管理を行う。
  - ② 重要な会社情報については、法令、東京証券取引所規則及び社内規程等に従い、適時かつ適切に開示する。
  - ③ 情報セキュリティに係る体制については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
  - ④ 取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社の事業推進に伴う損失の危機（以下「リスク」という）の管理に関して、リスク管理規程に定める。
  - ② 部署毎に統制すべきリスクを明確化してリスク管理プログラムにより統制活動を行う。
  - ③ 取締役会の下に社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、部署のリスク管理プログラムの進捗管理を行い、取締役会に報告する。
  - ④ 危機管理基本規程に基づき、有事の際の迅速かつ適切な危機管理体制を構築する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は取締役、使用人が共有する経営方針を定め、業務執行取締役はその経営方針に沿った各部署の目標と達成の方法を実行計画に定める。
  - ② 業務執行状況については、毎月開催する業務執行者会議・経営会議にて確認する。また、取締役会は、業務執行取締役より四半期ごとにその報告を受け、必要に応じ業務執行取締役に改善を促し、業務を遂行する体制を確保する。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 関係会社管理規程に基づいて経営企画室が所管部署として、子会社の業務の内部統制を行う。また、当社より取締役を派遣し、子会社取締役の職務執行を監視する。
  - ② 子会社のコンプライアンス、情報の保存・管理及びリスク管理については、当社の規則規程に基づいた運用を図る。また、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、子会社に進捗状況の報告を求め、必要に応じて助言・指導を行う。
  - ③ 経営企画室は、子会社の関連する業務についてその適正及び進捗状況について監視・監督を行い、当社会議等で報告をする。また、重要事項については、子会社で機関決定する前に経営企画室に報告を求め、必要に応じて当社取締役会での承認を求める。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合はこれを配置するものとし、配置に当たっての人事等については、監査役と協議の上決定するものとする。
  - ② 監査役より監査業務の補助の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び所属部署長の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役又は使用人は、監査役会に対し、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項及び企業倫理ヘルプラインへの通報情報をすみやかに報告する体制を整備する。
  - ② 報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。



- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席する。
  - ② 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
  - ③ 監査役会は、代表取締役、会計監査人、監査部とそれぞれ定期的に意見交換会を設定する。
- (9) 内部統制における監視体制
- ① 内部統制システムの有効性を監視するため、取締役会は、直轄の内部監査組織として監査部を設置する。
  - ② 取締役会は、当社グループの業務執行取締役・使用人の職務執行が法令及び規則規程に適合し、有効に機能しているかを監査部に定期的に監査させて、その報告を受ける。
  - ③ 取締役会は、社長から、社長が直轄する内部統制推進室が作成した財務報告に係る内部統制の評価報告書の提出を受ける。
  - ④ 取締役会は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会からコンプライアンスプログラムの実行状況等について報告を受ける。
  - ⑤ 取締役会は、社長を委員長とするリスク管理委員会からリスク管理プログラムの実行状況等について報告を受ける。
  - ⑥ 取締役会は、上記の報告に基づき、必要に応じ業務執行取締役に改善を促し、業務の適正を継続的に確保する。

## II. 反社会的勢力排除について

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を、次の通り、決議した。

1. 当社は、「行動規範」（コンプライアンス基本方針）において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には厳しく対処すると定め、全使用人に周知する。
2. 反社会的勢力からの不当な要求等については、外部の専門機関（顧問弁護士、警察署、特殊暴力防止対策連合会等）と連携し、不当要求等に応じない体制を整えて一層の充実に努める。
3. 反社会的勢力による不当要求等に対応する使用人の安全を確保する。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めてはおりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部              |               | 負 債 の 部                 |               |
|----------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>28,636</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>17,496</b> |
| 現 金 預 金              | 9,026         | 支 払 手 形                 | 7,815         |
| 受 取 手 形              | 4,539         | 工 事 未 払 金               | 5,346         |
| 完 成 工 事 未 収 入 金      | 12,627        | 短 期 借 入 金               | 600           |
| 販 売 用 不 動 産          | 0             | 未 払 債 務                 | 312           |
| 未 成 工 事 支 出 金        | 1,246         | リ ー ス 債 務               | 22            |
| 材 料 貯 蔵 品            | 189           | 未 払 法 人 税 等             | 102           |
| 未 収 入 金              | 141           | 未 払 消 費 税 等             | 200           |
| 繰 延 税 金 資 産          | 837           | 未 成 工 事 受 入 金           | 2,183         |
| そ の 他                | 74            | 預 り 金                   | 178           |
| 貸 倒 引 当 金            | △46           | 賞 与 引 当 金               | 363           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>7,948</b>  | 完 成 工 事 補 償 引 当 金       | 32            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>6,799</b>  | 工 事 損 失 引 当 金           | 57            |
| 建 物 ・ 構 築 物          | 1,203         | そ の 他                   | 282           |
| 機 械 装 置              | 159           | <b>固 定 負 債</b>          | <b>7,018</b>  |
| 備 品                  | 17            | 長 期 借 入 金               | 2,486         |
| 土 地                  | 5,403         | リ ー ス 債 務               | 45            |
| リ ー ス 資 産            | 12            | 長 期 未 払 金               | 425           |
| 建 設 仮 勘 定            | 0             | 繰 延 税 金 負 債             | 25            |
| そ の 他                | 2             | 退 職 給 付 引 当 金           | 4,036         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>203</b>    | そ の 他                   | 0             |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>945</b>    | <b>負 債 合 計</b>          | <b>24,514</b> |
| 投 資 有 価 証 券          | 421           | <b>純 資 産 の 部</b>        |               |
| 関 係 会 社 株 式          | 51            | <b>株 主 資 本</b>          | <b>12,023</b> |
| 長 期 貸 付 金            | 5             | 資 本 金                   | 6,052         |
| 長 期 前 払 費 用          | 2             | 資 本 剰 余 金               | 2,022         |
| 破 産 更 生 債 権 等        | 138           | 資 本 準 備 金               | 1,753         |
| 保 険 積 立 金            | 151           | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 269           |
| そ の 他                | 306           | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>4,015</b>  |
| 貸 倒 引 当 金            | △132          | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 4,015         |
|                      |               | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 4,015         |
|                      |               | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△66</b>    |
|                      |               | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 46            |
|                      |               | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 46            |
|                      |               | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>12,069</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>36,584</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>36,584</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額    |
|-----------------------|--------|
| 売 上 高                 |        |
| 完 成 工 事 高             | 51,973 |
| 売 上 原 価               |        |
| 完 成 工 事 原 価           | 45,509 |
| 売 上 総 利 益             |        |
| 完 成 工 事 総 利 益         | 6,464  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 4,473  |
| 営 業 外 利 益             | 1,990  |
| 営 業 外 収 益             |        |
| 受 取 利 息               | 4      |
| 受 取 配 当 金             | 120    |
| 特 許 関 連 収 入           | 39     |
| 償 却 債 権 取 立 益         | 3      |
| そ の 他                 | 7      |
| 営 業 外 費 用             |        |
| 支 払 利 息               | 112    |
| 支 払 保 証 料             | 54     |
| そ の 他                 | 56     |
| 経 常 利 益               | 1,942  |
| 特 別 利 益               |        |
| 特 定 資 産 売 却 益         | 90     |
| 特 別 損 失               |        |
| 特 定 資 産 除 却 損 失       | 6      |
| 減 損 損 失               | 32     |
| 39                    |        |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 1,993  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 104    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △34    |
| 当 期 純 利 益             | 1,923  |

# 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |              |                             |      | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|---------|-------|--------------|-----------------------------|------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金 |              | 利益剰余金                       | 自己株式 |            |
|                         |         | 資本準備金 | その他<br>資本剰余金 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 |      |            |
| 平成23年4月1日<br>期首残高       | 6,052   | 1,753 | 269          | 2,288                       | △65  | 10,298     |
| 事業年度中の変動額               |         |       |              |                             |      |            |
| 当期純利益                   |         |       |              | 1,923                       |      | 1,923      |
| 剰余金の配当                  |         |       |              | △196                        |      | △196       |
| 自己株式の取得                 |         |       |              |                             | △1   | △1         |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |       |              |                             |      |            |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —     | —            | 1,726                       | △1   | 1,725      |
| 平成24年3月31日<br>期末残高      | 6,052   | 1,753 | 269          | 4,015                       | △66  | 12,023     |

(単位：百万円)

|                         | 評価・換算<br>差額等         | 純資産合計  |
|-------------------------|----------------------|--------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 |        |
| 平成23年4月1日<br>期首残高       | 30                   | 10,328 |
| 事業年度中の変動額               |                      |        |
| 当期純利益                   |                      | 1,923  |
| 剰余金の配当                  |                      | △196   |
| 自己株式の取得                 |                      | △1     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 15                   | 15     |
| 事業年度中の変動額合計             | 15                   | 1,740  |
| 平成24年3月31日<br>期末残高      | 46                   | 12,069 |

## 個別注記表

### 一. 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
  - 時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - 時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 販売用不動産……………個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 未成工事支出金……………個別法に基づく原価法
- (3) 材料貯蔵品……………先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

##### (3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

##### (4) 賞与引当金

従業員賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

#### 5. 重要な収益及び費用計上基準

##### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

##### ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

##### ② その他の工事

工事完成基準

当事業年度において工事進行基準を適用した完成工事高 28,461百万円

#### 6. 消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 8. 表示方法の変更

前事業年度まで損益計算書上、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払保証料」（前事業年度5百万円）は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

## 9. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 二. 貸借対照表に関する注記

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| 1. 関係会社に対する短期金銭債権 | 63百万円    |
| 関係会社に対する長期金銭債権    | 55百万円    |
| 関係会社に対する短期金銭債務    | 186百万円   |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 8,650百万円 |
| 3. 担保に供している資産     |          |

下記の資産は、短期借入金（長期借入金からの振替額）600百万円および長期借入金2,486百万円の担保に供しております。

|             |          |
|-------------|----------|
| 建 物 ・ 構 築 物 | 1,089百万円 |
| 土 地         | 5,395百万円 |
| 投 資 有 価 証 券 | 369百万円   |
| 計           | 6,854百万円 |

## 4. 偶発債務（保証債務）

(1) 当社の販売物件購入に対する借入金について保証を行っております。

13件 49百万円

(2) 住宅資金融資規定により従業員が銀行から借入れた住宅資金に対する債務の保証を行っております。

88百万円

5. その他有形固定資産については、取得価額から国庫補助金による圧縮記帳額2百万円が控除されております。

6. 損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は37百万円であります。

7. 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

|              |          |
|--------------|----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 3,000百万円 |
| 借入実行残高       | 一円       |
| 差引額          | 3,000百万円 |

8. 当事業年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度末日の残高に含まれております。

|          |        |
|----------|--------|
| 受取手形     | 206百万円 |
| 支払手形     | 327百万円 |
| 設備関係支払手形 | 2百万円   |

### 三. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高 142百万円
2. 関係会社からの仕入高 888百万円
3. 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額 20百万円
4. 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

| 用途   | 種類    | 場所      | 減損損失  |
|------|-------|---------|-------|
| 遊休資産 | 機械装置  | 埼玉県久喜市他 | 6百万円  |
| 遊休資産 | 電話加入権 | 東京都中央区他 | 26百万円 |
|      | 計     |         | 32百万円 |

(グルーピングの方法)

事業用資産は、原則として最小利益単位である部・支店毎にグルーピングし、共用資産については、事業全体をグルーピングしております。また、売却予定資産及び遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングしております。

(経緯)

遊休資産となっている機械装置及び休止預りとなっている電話加入権について、今後の利用見込みを検討した結果、その可能性が乏しいことから、減損損失を認識しました。



(回収可能価額の算定方法)

機械装置及び電話加入権については、転用もしくは売却が困難であることから、備忘価格まで減額しております。

#### 四. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | 265,803        | 9,862         | —             | 275,665       |

(変動事由の概要)

自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

##### 2. 配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類      | 配当金の総額(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|------------|-------------|-------|-------------|----------------|----------------|
| 平成23年6月29日<br>定時株主総会 | 乙種<br>優先株式 | 61          | 利益剰余金 | 6.10        | 平成23年<br>3月31日 | 平成23年<br>6月30日 |
| 平成23年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式       | 135         | 利益剰余金 | 1.00        | 平成23年<br>3月31日 | 平成23年<br>6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------------|-------|-------------|----------------|----------------|
| 平成24年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 175         | 利益剰余金 | 1.00        | 平成24年<br>3月31日 | 平成24年<br>6月29日 |

## 五. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 繰越欠損金     | 1,061百万円  |
| 販売用不動産評価損 | 5百万円      |
| 完成工事補償引当金 | 12百万円     |
| 工事損失引当金   | 21百万円     |
| 退職給付引当金   | 1,450百万円  |
| 確定拠出年金未払金 | 212百万円    |
| 貸倒引当金     | 65百万円     |
| 減損損失      | 17百万円     |
| 賞与引当金     | 158百万円    |
| その他       | 105百万円    |
| 繰延税金資産小計  | 3,110百万円  |
| 評価性引当額    | △2,272百万円 |
| 繰延税金資産合計  | 837百万円    |

#### (繰延税金負債)

|              |        |
|--------------|--------|
| その他有価証券評価差額金 | 25百万円  |
| 繰延税金負債合計     | 25百万円  |
| 繰延税金資産純額     | 812百万円 |

### 2. 法人税率の変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の試算に使用する法定実効税率は、従来の40.58%から、平成24年4月1日から平成26年4月1日までに開始する事業年度は38.01%に、平成27年4月1日から開始する事業年度以降は35.64%に変更されます。

この税率変更により、繰延税金資産は187百万円、繰延税金負債は3百万円それぞれ減少し、法人税等調整額は187百万円増加しております。

六、リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

- ① 有形固定資産  
主として、パソコン（備品）であります。
- ② 無形固定資産  
ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「一、重要な会計方針に係る事項 3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、及び事業年度末残高相当額

|      | 取得価額相当額<br>(百万円) | 減価償却累計額相当額<br>(百万円) | 事業年度末残高相当額<br>(百万円) |
|------|------------------|---------------------|---------------------|
| 機械装置 | 30               | 28                  | 2                   |
| 備品   | 26               | 25                  | 0                   |
| その他  | 9                | 9                   | —                   |
| 合 計  | 66               | 63                  | 2                   |

② 未経過リース料事業年度末残高相当額

|     |      |
|-----|------|
| 1年内 | 2百万円 |
| 1年超 | —百万円 |
| 合計  | 2百万円 |

(注) なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料事業年度末残高が有形固定資産の占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

③ 上記の他、当該リース物件に係る重要な事項

(1) 支払リース料及び減価償却費相当額

|          |       |
|----------|-------|
| 支払リース料   | 12百万円 |
| 減価償却費相当額 | 12百万円 |

(2) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|     |       |
|-----|-------|
| 1年内 | 9百万円  |
| 1年超 | 16百万円 |
| 合計  | 25百万円 |

## 七. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 八. 1株当たり情報に関する注記

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 68円81銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 11円46銭 |

## 九. 重要な後発事象に関する注記

(株式併合)

当社は、平成24年5月10日開催の取締役会において、平成24年6月28日開催予定の第65期定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。

### 1. 株式併合の目的

当社は、第三者割当増資により平成18年2月8日付甲種優先株式250万株、平成20年1月18日付普通株式8,000万株、乙種優先株式1,000万株を発行し、これにより、当社の財務体質及び事業基盤の強化ができましたが、甲種優先株式、乙種優先株式が全株普通株式に転換されたこともあり平成24年3月31日現在の普通株式の発行済株式総数は、175,677,164株となっております。

今般、当社の財務状況及び業績の向上を着実に実現している中で、株式希薄化への対策として、発行済株式総数をより適正化するために株式併合を行うものであります。

### 2. 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合比率 4株を1株に併合する
- ③減少株式数

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 発行済株式総数（平成24年3月31日現在） | 175,677,164株 |
| 併合による減少株式数            | 131,757,873株 |
| 併合後の発行済株式総数           | 43,919,291株  |

### 3. 株式併合の日程

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 取締役会決議日    | 平成24年 5月10日     |
| 定時株主総会決議日  | 平成24年 6月28日（予定） |
| 株式併合公告日    | 平成24年 9月14日（予定） |
| 株式併合の効力発生日 | 平成24年10月 1日（予定） |

### 4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前事業年度の開始の日を実施されたと仮定した場合の、前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

|            | 前事業年度<br>(自 平成22年 4月 1日<br>至 平成23年 3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成23年 4月 1日<br>至 平成24年 3月31日) |
|------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 1株当たり純資産額  | 244.22円                                   | 275.24円                                   |
| 1株当たり当期純利益 | 65.81円                                    | 45.82円                                    |

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 5 月15日

日 特 建 設 株 式 会 社  
取締役会 御中

監査法人保森会計事務所

代表社員 公認会計士 三 枝 哲 ㊟  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 津 倉 眞 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項及び第1号の規定に基づき、日特建設株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクに基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月10日開催の取締役会において、第65期定時株主総会に普通株式の併合について付議することを決議した。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部              |               |
|-----------------|---------------|----------------------|---------------|
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>28,794</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>17,509</b> |
| 現金及び預金          | 9,163         | 支払手形・工事未払金等          | 13,152        |
| 受取手形・完成工事未収入金等  | 17,174        | 短期借入金                | 600           |
| 商 品             | 9             | 未成工事受入金              | 2,183         |
| 販売用不動産          | 0             | リ ー ス 債 務            | 22            |
| 未成工事支出金         | 1,228         | 預 り 金                | 192           |
| 材料貯蔵品           | 189           | 完成工事補償引当金            | 32            |
| 未 収 入 金         | 137           | 工事損失引当金              | 57            |
| 繰延税金資産          | 845           | 賞 与 引 当 金            | 367           |
| そ の 他           | 93            | そ の 他                | 902           |
| 貸倒引当金           | △46           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>7,022</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>7,781</b>  | 長期借入金                | 2,486         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,664</b>  | リ ー ス 債 務            | 45            |
| 建物・構築物          | 1,131         | 退職給付引当金              | 4,040         |
| 機械・運搬具・工具器具備品   | 177           | 繰延税金負債               | 25            |
| 土 地             | 5,340         | そ の 他                | 425           |
| リ ー ス 資 産       | 12            | <b>負 債 合 計</b>       | <b>24,531</b> |
| 建設仮勘定           | 0             |                      |               |
| そ の 他           | 2             | 純 資 産 の 部            |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>204</b>    | <b>株 主 資 本</b>       | <b>11,997</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>913</b>    | 資 本 金                | 6,052         |
| 投資有価証券          | 440           | 資 本 剰 余 金            | 2,022         |
| 保険積立金           | 151           | 利 益 剰 余 金            | 3,989         |
| そ の 他           | 456           | 自 己 株 式              | △66           |
| 貸倒引当金           | △135          | その他の包括利益累計額          | 46            |
|                 |               | その他有価証券評価差額金         | 46            |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>12,044</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>36,576</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>36,576</b> |



# 連結損益計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金 額    |        |
|-----------------------------|--------|--------|
| 売 上 高                       |        |        |
| 完 成 工 事 高                   | 51,975 |        |
| そ の 他 の 事 業 売 上 高           | 103    | 52,079 |
| 売 上 原 価                     |        |        |
| 完 成 工 事 原 価                 | 45,429 |        |
| そ の 他 の 事 業 売 上 原 価         | 44     | 45,474 |
| 売 上 総 利 益                   |        |        |
| 完 成 工 事 総 利 益               | 6,546  |        |
| そ の 他 の 事 業 売 上 総 利 益       | 59     | 6,605  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |        | 4,578  |
| 営 業 外 利 益                   |        | 2,026  |
| 受 取 利 息                     | 4      |        |
| 受 取 配 当 金                   | 20     |        |
| 特 許 関 連 収 入                 | 38     |        |
| そ の 他                       | 10     | 73     |
| 営 業 外 費 用                   |        |        |
| 支 払 利 息                     | 112    |        |
| 支 払 保 証 料                   | 54     |        |
| そ の 他                       | 56     | 223    |
| 経 常 利 益                     |        | 1,877  |
| 特 別 利 益                     |        |        |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 90     | 90     |
| 特 別 損 失                     |        |        |
| 固 定 資 産 除 売 却 損 失           | 9      |        |
| 減 損 損 失                     | 32     |        |
| リ ー ス 解 約 損 失               | 0      | 42     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |        | 1,925  |
| 法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税     |        | 141    |
| 法 人 税 等 調 整 額               |        | △39    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |        | 1,823  |
| 当 期 純 利 益                   |        | 1,823  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                            | 株 主 資 本 |       |       |         |        |
|----------------------------|---------|-------|-------|---------|--------|
|                            | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成23年4月1日期首残高              | 6,052   | 2,022 | 2,362 | △65     | 10,372 |
| 連結会計年度中の変動額                |         |       |       |         |        |
| 当 期 純 利 益                  |         |       | 1,823 |         | 1,823  |
| 剰 余 金 の 配 当                |         |       | △196  |         | △196   |
| 自 己 株 式 の 取 得              |         |       |       | △1      | △1     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額) |         |       |       |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計              | —       | —     | 1,626 | △1      | 1,625  |
| 平成24年3月31日期末残高             | 6,052   | 2,022 | 3,989 | △66     | 11,997 |

(単位：百万円)

|                                | その他の包括利益累計額  | 純資産合計  |
|--------------------------------|--------------|--------|
|                                | その他有価証券評価差額金 |        |
| 平成23年4月1日期首残高                  | 31           | 10,403 |
| 連結会計年度中の変動額                    |              |        |
| 当 期 純 利 益                      |              | 1,823  |
| 剰 余 金 の 配 当                    |              | △196   |
| 自 己 株 式 の 取 得                  |              | △1     |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額 (純額) | 15           | 15     |
| 連結会計年度中の変動額合計                  | 15           | 1,640  |
| 平成24年3月31日期末残高                 | 46           | 12,044 |

## 連結注記表

### 一. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び名称

|          |        |
|----------|--------|
| 連結子会社の数  | 1社     |
| 連結子会社の名称 | 緑興産(株) |

##### (2) 非連結子会社の数及び名称

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 非連結子会社の数  | 1社               |
| 非連結子会社の名称 | 島根アースエンジニアリング(株) |

##### (連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### 持分法非適用の非連結子会社の数及び名称

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 非連結子会社の数  | 1社               |
| 非連結子会社の名称 | 島根アースエンジニアリング(株) |

##### (持分法を適用しない理由)

非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は3月31日であり、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

(a) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

(b) その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

## ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (a) 商品……………先入先出法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (b) 販売用不動産……………個別法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (c) 未成工事支出金……………個別法に基づく原価法
- (d) 材料貯蔵品……………先入先出法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

### ③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事

工事完成基準

当連結会計年度において工事進行基準

を適用した完成工事高

28,461百万円

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(6) 表示方法の変更

前連結会計年度まで損益計算書上、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払保証料」（前連結会計年度5百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(7) 追加情報

① 当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## ② 法人税率の変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の試算に使用する法定実効税率は、従来の40.58%から、平成24年4月1日から平成26年4月1日までに開始する連結会計年度は38.01%に、平成27年4月1日から開始する連結会計年度以降は35.64%に変更されます。

この税率変更により、繰延税金資産は187百万円、繰延税金負債は3百万円それぞれ減少し、法人税等調整額は187百万円増加しております。

## 二. 連結貸借対照表に関する注記

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額        | 8,505百万円 |
| 2. 投資有価証券のうち非連結子会社に対するもの | 10百万円    |
| 3. 担保に供している資産            |          |

下記の資産は、短期借入金（長期借入金からの振替額）600百万円および長期借入金2,486百万円の担保に供しております。

|             |          |
|-------------|----------|
| 建 物 ・ 構 築 物 | 1,016百万円 |
| 土 地         | 5,332百万円 |
| 投 資 有 価 証 券 | 369百万円   |
| 計           | 6,718百万円 |

### 4. 偶発債務（保証債務）

(1) 当社の販売物件購入に対する借入金について保証を行っております。

13件 49百万円

(2) 住宅資金融資規定により従業員が銀行から借入れた住宅資金に対する債務の保証を行っております。

88百万円

5. その他有形固定資産については、取得価額から国庫補助金による圧縮記帳額2百万円が控除されております。
6. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は37百万円であります。

7. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

|              |          |
|--------------|----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 3,000百万円 |
| 借入実行残高       | 一百万円     |
| 差引額          | 3,000百万円 |

8. 当連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当連結会計年度末日の残高に含まれております。

|          |        |
|----------|--------|
| 受取手形     | 206百万円 |
| 支払手形     | 327百万円 |
| 設備関係支払手形 | 2百万円   |

### 三. 連結損益計算書に関する注記

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額 | 20百万円 |
|-----------------------|-------|

### 四. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類  | 当連結会計年度期首の株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末の株式数(株) |
|--------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 普通株式   | 135,677,164      | 40,000,000      | —               | 175,677,164     |
| 乙種優先株式 | 10,000,000       | —               | 10,000,000      | —               |
| 合計     | 145,677,164      | 40,000,000      | 10,000,000      | 175,677,164     |

(変動事由の概要)

普通株式の増加は、乙種優先株式の取得に伴う発行によるものであります。

乙種優先株式の減少は、取得請求権により取得した優先株式の消却によるものであります。

#### 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末の株式数(株) |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 普通株式  | 265,803          | 9,862           | —               | 275,665         |

(変動事由の概要)

自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                       | 株式の種類      | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力<br>発生日      |
|--------------------------|------------|-----------------|-------|---------------------|----------------|----------------|
| 平成23年6月<br>29日<br>定時株主総会 | 乙種<br>優先株式 | 61              | 利益剰余金 | 6.10                | 平成23年<br>3月31日 | 平成23年<br>6月30日 |
| 平成23年6月<br>29日<br>定時株主総会 | 普通株式       | 135             | 利益剰余金 | 1.00                | 平成23年<br>3月31日 | 平成23年<br>6月30日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年6月28日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

| 決議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力<br>発生日      |
|--------------------------|-------|-----------------|-------|---------------------|----------------|----------------|
| 平成24年6月<br>28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 175             | 利益剰余金 | 1.00                | 平成24年<br>3月31日 | 平成24年<br>6月29日 |

### 五. 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、事業目的に沿った必要な運転資金を、銀行借入により調達しております。一時的な余資は、短期的な預金等で運用しております。また、デリバティブは、実需に応じた一定の範囲内でを行い、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当連結会計年度はデリバティブ取引を利用しておりません。



## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、取引相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、支払期日が集中しており、流動性リスクに晒されております。

運転資金としての借入金は、市場価格の変動リスク（金利リスク）に晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ① 信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程、債権管理要領に従い、受取手形・完成工事未収入金等について、関連部署で、定期的に主要な取引相手先をモニタリングし、取引相手先毎に債権残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

### ② 市場リスク（市場の相場変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、市況や取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金（金利リスク）については、借入金残高を適時適切に管理するとともに、早期削減を加速させ金利リスクを抑制しております。なお、当連結会計年度はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しておりません。

### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持や取引銀行との貸出コミットメント契約の締結等により、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2.参照）。

|                       | 連結貸借対照表計上額（百万円） | 時価（百万円） | 差額（百万円） |
|-----------------------|-----------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金            | 9,163           | 9,163   | —       |
| (2) 受取手形・完成工事未収入金等    | 17,174          | 17,174  | —       |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 379             | 379     | —       |
| 資産計                   | 26,716          | 26,716  | —       |
| (1) 支払手形・工事未払金等       | 13,152          | 13,152  | —       |
| (2) 短期借入金             | 600             | 600     | —       |
| (3) 長期借入金             | 2,486           | 2,486   | —       |
| 負債計                   | 16,238          | 16,238  | —       |
| デリバティブ取引              | —               | —       | —       |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形・完成工事未収入金等  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。  
また、その他有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

|                              | 種類 | 取得原価又は償却原価（百万円） | 連結貸借対照表計上額（百万円） | 差額（百万円） |
|------------------------------|----|-----------------|-----------------|---------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの  | 株式 | 213             | 293             | 80      |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの | 株式 | 93              | 85              | △7      |
| 合計                           |    | 306             | 379             | 72      |

当連結会計年度中において保有目的が変更となった株式はありません。

### 負 債

- (1) 支払手形・工事未払金等  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 短期借入金、並びに(3)長期借入金  
これらは変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は行っておりません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|------------------|
| 非上場株式 | 50               |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|                    | 1年以内<br>(百万円) | 1年超5年以内<br>(百万円) | 5年超10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|--------------------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 現金及び預金             | 9,163         | —                | —                 | —             |
| 受取手形・完成工事未<br>収入金等 | 17,174        | —                | —                 | —             |
| 合計                 | 26,337        | —                | —                 | —             |

## 六. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 68円67銭
- 1株当たり当期純利益 10円86銭

## 七. 重要な後発事象に関する注記

### (株式併合)

当社は、平成24年5月10日開催の取締役会において、平成24年6月28日開催予定の第65期定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。

#### 1. 株式併合の目的

当社は、第三者割当増資により平成18年2月8日付甲種優先株式250万株、平成20年1月18日付普通株式8,000万株、乙種優先株式1,000万株を発行し、これにより、当社の財務体質及び事業基盤の強化ができましたが、甲種優先株式、乙種優先株式が全株普通株式に転換されたこともあり平成24年3月31日現在の普通株式の発行済株式総数は、175,677,164株となっております。

今般、当社の財務状況及び業績の向上を着実に実現している中で、株式希薄化への対策として、発行済株式総数をより適正化するために株式併合を行うものであります。

## 2. 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合比率 4株を1株に併合する
- ③減少株式数

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 発行済株式総数（平成24年3月31日現在） | 175,677,164株 |
| 併合による減少株式数            | 131,757,873株 |
| 併合後の発行済株式総数           | 43,919,291株  |

## 3. 株式併合の日程

- 取締役会決議日 平成24年5月10日
- 定時株主総会決議日 平成24年6月28日（予定）
- 株式併合公告日 平成24年9月14日（予定）
- 株式併合の効力発生日 平成24年10月1日（予定）

## 4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の開始の日に実施されたと仮定した場合の、前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

|            | 前連結会計年度<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) | 当連結会計年度<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) |
|------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 1株当たり純資産額  | 246.44円                                  | 274.67円                                  |
| 1株当たり当期純利益 | 66.70円                                   | 43.45円                                   |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月15日

日特建設株式会社  
取締役会 御中

監査法人保森会計事務所

代表社員 公認会計士 三枝 哲 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 津倉 眞 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は会社法第444条第4項の規定に基づき、日特建設株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクに基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日特建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月10日開催の取締役会において、第65期定時株主総会に普通株式の併合について付議することを決議した。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人保森会計事務所から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月18日

日特建設株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 高 橋 憲 男 ㊟

常勤監査役 淀 谷 学 ㊟

監 査 役(社外監査役) 滝 口 勝 昭 ㊟

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社の利益配分につきましては、企業体質の強化や内部留保の充実による経営基盤の強化を図りながら株主の皆様への定期的な利益還元を努め、当期の業績や経営環境などを勘案して決定することを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円

総額175,401,499円

なお、乙種優先株式につきましては、全株消却していますので配当は行いません。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件（1）

#### 1. 提案の理由

- ① 当社事業の現状に則し、今後の事業内容の多様化に備えるため、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
- ② 乙種優先株式の消却に伴い、乙種優先株式を廃止すべく、現行定款第6条の乙種優先株式に係る発行可能株式総数、現行定款第8条の乙種優先株式に係る単元株式数、現行定款第2章の2の乙種優先株式の内容の定め、および現行定款第19条の2の種類株主総会に関する定めを削除するものであります。なお、発行可能株式総数につきましては、現行の普通株式に係る発行可能株式総数にあわせることといたします。
- ③ 上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則<br/>(条文省略)</p> <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>1. ～10. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>11. 前各号に関連する国外における事業</u><br/><u>12. 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)<br/>第6条 当社の発行可能株式総数は1億9,000万株とし、<u>このうち普通株式は1億8,000万株、乙種優先株式は1,000万株とする。</u></p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)<br/>第8条 当社の普通株式および乙種優先株式の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第9条～第12条 (条文省略)</p> | <p>第1章 総 則<br/>(現行どおり)</p> <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>1. ～10. (現行どおり)</p> <p><u>11. 産業廃棄物処分類</u></p> <p><u>12. 前各号に関連する国外における事業</u><br/><u>13. 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)<br/>第6条 当社の発行可能株式総数は1億8,000万株とする。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)<br/>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第9条～第12条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式<br/>(乙種優先株式)</p> <p>第12条の2 当会社の発行する乙種優先株式の内容は、以下に定めるとおりとする。</p> <p>1. 優先配当金の額</p> <p>当社は、剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。）をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された乙種優先株式を有する株主（以下「乙種優先株主」という。）または乙種優先株式の登録株式質権者（以下「乙種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、乙種優先株式1株当たり、乙種優先株式の払込金額に対し、下記により事業年度毎に定められる乙種優先配当金配当年率に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（平成20年3月31日に終了する事業年度にあつては平成20年1月19日。いずれにおいても当該日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される額の配当（以下「乙種優先配当金」という。）を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に配当金（以下2. に定める乙種累積未配当金に対する配当金を除く。）を支払ったときは、かかる配当金の累積額を控除する。</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

現 行 定 款

変 更 案

乙種優先配当金配当当年率 = 日本円  
TIBOR (6ヶ月物) +2.5%

「日本円TIBOR (6ヶ月物)」は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)(平成20年3月31日に終了する事業年度にあつては平成20年1月18日。)の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値とする。また、当該日において午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日) ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR (6ヶ月物)に代えて用いる。日本円TIBOR (6ヶ月物)またはこれに代えて用いる数値は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

2. 累積条項

ある事業年度において乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に支払われた配当金の合計額が上記1.の乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する(以下「乙種累積未配当金」という。)。乙種累積未配当金は、普通株主または普通登録株式質権者および乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対して支払われる。

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>3. <u>非参加条項</u><br/> <u>乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対しては、乙種優先配当金を超えて配当を行わない。</u></p> <p>4. <u>残余財産の分配</u><br/> <u>当社は、残余財産を分配するときは、乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、乙種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、200円を限度に支払う。</u><br/> <u>乙種優先株主または乙種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。</u></p> <p>5. <u>議決権</u><br/> <u>乙種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>6. <u>株式の併合または分割、募集株式の割り当て等</u><br/> <u>当社は、法令に定める場合を除き、乙種優先株式について株式の分割または併合を行わない。</u><br/> <u>当社は、乙種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p>7. <u>普通株式を対価とする取得請求権</u><br/> <u>乙種優先株主は、下記第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、下記第(2)号に定める条件で、当社が乙種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>取得を請求することができる期間</u><br/> <u>平成20年1月18日から平成25年1月17日まで</u></p> |       |

## (2) 取得の条件

① 乙種優先株式は、次に定める条件により当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に取得させることができる。なお、乙種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = (乙種優先株主が取得を請求した乙種優先株式の払い込み金額の総額) ÷ 交付価額

## ② 交付価額

交付価額は、当初50円とする。

③ 上記①および②のほか、交付価額の調整方法その他の交付すべき株式数の算定方法等は、乙種優先株式を初めて発行する時までに、株主総会または取締役会の決議で定める。

## 8. 普通株式を対価とする取得条項

## (一斉取得条項)

乙種優先株式は、上記7.(1)号に規定する取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった乙種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、当会社の普通株式と引換えに取得するものとする。この場合の、乙種優先株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、一斉取得日を取得請求の効力が生じる日とみなして、上記7.(2)号により算出される株式数と同株数とする。なお、乙種優先株主に対して交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取り扱う。

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| <p>9. 金銭を対価とする取得条項<br/> <u>当社は、平成22年6月30日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）をもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、乙種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる乙種優先株式を取得するのと引換えに、乙種優先株式1株につき、下記①又は②のいずれか高い方の額の金銭を乙種優先株主に対して交付する。なお、乙種優先株式の一部を取得するときは、当社が各乙種優先株主から取得する乙種優先株式の数は、各乙種優先株主が保有する乙種優先株式の数に応じた按分比例の方法により決定される。</u></p> <p>①以下の算式により算出される金額</p> $\text{償還価額} = \frac{\text{普通株式1株当たり時価}}{\text{交付価額}} \times 200$ <p>上記の算式において、「普通株式1株当たり時価」とは、強制償還日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）をいい、「交付価額」とは、強制償還日における第7項第(2)号②に定める交付価額をいう。</p> <p>② 240円</p> <p>第13条～第19条（条文省略）</p> | <p>第13条～第19条（現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| <p>(種類株主総会)<br/> <u>第19条の2</u> ① <u>第15条、第17条ないし第19条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u><br/> ② <u>第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。</u><br/> ③ <u>第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u><br/> ④ <u>第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>第20条～第48条 (条文省略)</p> | <p>(削除)</p> <p>第20条～第48条 (現行どおり)</p> |



### 第3号議案 定款一部変更の件（2）

#### 1. 提案の理由

- ① 全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを求めています。当社といたしましては、上場企業としてかかる趣旨を尊重するために第2号議案に係る定款変更後の定款第8条の普通株式の単元株式数の変更を行い、普通株式の単元株式数を100株とするものです。この単元株式数の変更により、投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、個人投資家層の増加を図ることも目的としております。
- ② 第4号議案において、株式希薄化対策の一環として、発行済株式総数をより適正化するための当社の普通株式4株を1株に併合する株式併合を実施することに伴い、普通株式の発行済株式総数が減少することを勧告し、株主の皆様の議決権等の権利や市場での売買の利便性が損なわれないように、あるいは、影響を受けないように最大限配慮しつつ、投資家の皆様に投資して頂きやすい環境を整えるために、上記①の単元株式数の変更とともに、第2号議案に係る定款変更後の定款第6条の発行可能株式総数の減少を実施するものです。なお、発行可能株式総数につきましては、こうした目的の実現と今後当社に発生しうる資金需要等に迅速に対応する必要性を勧告しております。
- ③ 上記①および②の単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更ならびに株式併合の資本政策を一体的に実現するために、上記①および②の定款変更の効力発生を第65期定時株主総会における第3号議案および第4号議案の承認可決ならびに第4号議案に係る株式併合の効力発生を条件として、平成24年10月1日を効力発生日とする附則を新設するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 第2号議案の定款変更後の定款                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発行可能株式総数)<br/>第6条 当社の発行可能株式総数は<br/><u>1億8,000万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)<br/>第8条 当社の単元株式数は、<br/><u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(発行可能株式総数)<br/>第6条 当社の発行可能株式総数は<br/><u>5,000万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)<br/>第8条 当社の単元株式数は、<br/><u>100株</u>とする。</p> <p>(附則)<br/><u>第1条 第6条および第8条の変更は、当社第65期定時株主総会の第3号議案および第4号議案が承認可決され、かつ第4号議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成24年10月1日をもってその効力を生ずるものとする。</u><br/><u>なお、本附則は、平成24年10月1日の経過後、これを削除するものとする。</u></p> |

## 第4号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を必要とする理由

当社は、第三者割当増資により平成18年2月8日付甲種優先株式250万株、平成20年1月18日付普通株式8,000万株、乙種優先株式1,000万株を発行し、これにより、当社の財務体質および事業基盤の強化ができましたが、甲種優先株式、乙種優先株式が全株普通株式に転換されたこともあり、平成24年3月31日現在の普通株式の発行済株式総数は、175,677,164株となっております。

今般、これまで行ってきた第三者割当増資を含む施策の実施により当社の財務状況および業績の向上を着実に実現している中で、株式希薄化対策の一環として、発行済株式総数をより適正化するために株式併合を行うものであります。

本株式併合の方法は、当社の発行済普通株式について4株を1株に併合するものでありますが、既存株主様の議決権等の権利や市場での売買の利便性が損なわれることがないように、あるいは、影響を受けないよう最大限配慮するため、本株式併合は、単元株式数の変更（10分の1）よりも併合割合（4分の1）を高く設定しております。また、本株式併合と同時に第3号議案のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更し、発行可能株式総数を5,000万株に変更することとしております。

本議案につきましては、第3号議案が承認可決されることを条件とさせていただきます。

### 2. 株式併合の内容

#### ①併合する株式の種類

普通株式

#### ②併合する株式の割合

当社の発行済の普通株式について4株につき1株の割合をもって併合いたします。

ただし、株式併合の結果1株に満たない端数が生じた場合には、売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### ③株式の併合が効力を生ずる日

平成24年10月1日

#### ④その他

本株式併合の手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

## 第5号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役8名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、より迅速な意思決定を行うため、1名減員して取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                    | 略歴、重要な兼職の状況<br>当社における地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当 社<br>普通株式数 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1         | なかもり たもつ<br>中 森 保<br>(昭和23年12月5日生)  | 昭和47年4月 当社入社<br>平成3年4月 当社北陸支店営業部長<br>平成10年4月 当社長野支店長<br>平成12年4月 当社北陸支店長<br>平成14年6月 当社取締役北陸支店長<br>平成15年10月 当社取締役東京支店長<br>平成17年4月 当社取締役施工本部長<br>平成17年6月 当社常務取締役施工本部長<br>平成18年4月 当社常務取締役事業本部長<br>平成19年6月 当社代表取締役社長（現任）                                                                                                   | 49,000株              |
| 2         | あらい たみお<br>荒 井 民 雄<br>(昭和23年8月26日生) | 昭和48年4月 当社入社<br>平成2年4月 当社北陸支店工事部長<br>平成9年4月 当社東北支店副支店長<br>平成11年4月 当社施工本部副本部長<br>平成13年3月 当社東北支店長<br>平成14年7月 当社執行役員東北支店長<br>平成15年6月 当社取締役東北支店長<br>平成17年4月 当社取締役東京支店長<br>平成19年11月 当社常務取締役東京支店長<br>平成21年4月 当社常務取締役事業本部長<br>平成21年6月 当社取締役専務執行役員事業本部長<br>平成23年4月 当社取締役専務執行役員技術本部長<br>（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>緑興産株式会社代表取締役 | 15,000株              |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、重要な兼職の状況<br>当社における地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当 社<br>普通株式数 |
|-----------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 3         | おくみや やすのぶ<br>屋 宮 康 信<br>(昭和33年9月24日生)  | 昭和56年4月 当社入社<br>平成14年4月 当社大阪支店工事部長<br>平成17年4月 当社大阪支店次長<br>平成18年4月 当社事業本部事業管理部長<br>平成19年4月 当社事業本部副本部長<br>平成19年7月 当社執行役員事業本部副本部長<br>平成20年6月 当社取締役経営企画室担当<br>平成20年7月 当社取締役経営企画室担当兼内部統制推<br>進室担当<br>平成21年6月 当社取締役常務執行役員経営企画室担当<br>兼内部統制推進室担当<br>平成23年4月 当社取締役常務執行役員事業本部長<br>(現任) | 68,000株              |
| 4         | みつはし かつ お<br>三 橋 一 雄<br>(昭和23年11月22日生) | 昭和47年4月 当社入社<br>平成7年4月 当社直轄グラウト工事部工事部長<br>平成15年7月 当社執行役員直轄グラウト工事部長<br>平成17年7月 当社上席執行役員直轄グラウト部長<br>平成18年6月 当社取締役直轄グラウト部長<br>平成21年6月 当社取締役常務執行役員直轄グラウト部<br>長 (現任)                                                                                                              | 47,000株              |
| 5         | さこ だ あきら<br>※迫 田 朗<br>(昭和32年1月6日生)     | 昭和56年4月 当社入社<br>平成11年12月 当社事務管理本部企画室長<br>平成12年4月 当社社長室長<br>平成17年7月 当社執行役員管理本部総務部長<br>平成18年4月 当社執行役員東京支店副支店長兼事務管<br>理部長<br>平成21年4月 当社執行役員管理本部副本部長<br>平成21年6月 当社常務執行役員管理本部副本部長<br>平成24年4月 当社常務執行役員管理本部長 (現任)                                                                   | 11,000株              |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                  | 略歴、重要な兼職の状況<br>当社における地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当 社<br>普通株式数 |
|-----------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 6         | やました あきら<br>山下 晃<br>(昭和28年8月13日生) | 昭和53年4月 株式会社テトラ入社<br>平成16年4月 同社人事部長<br>平成18年4月 同社執行役員人事部長<br>平成18年10月 株式会社不動テトラ執行役員<br>管理本部総務部長<br>平成20年6月 同社執行役員総務部長<br>平成22年6月 同社執行役員管理本部企画財務部長<br>(現任)<br>平成22年6月 当社社外取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社不動テトラ執行役員管理本部企画財務部長                                                                          | 0株                   |
| 7         | たばた しげる<br>田畑 滋<br>(昭和28年7月6日生)   | 昭和49年4月 不動建設株式会社入社<br>平成18年3月 同社ジオ・エンジニアリング事業本部第<br>二事業部大阪事業所長<br>平成19年4月 株式会社不動テトラ<br>大阪本店第三営業部長<br>平成20年6月 同社大阪本店副本店長<br>平成21年5月 同社建設本部地盤事業部地盤営業部長<br>平成22年6月 同社建設本部地盤事業部営業部長<br>平成23年4月 同社執行役員地盤事業本部副本部長<br>兼営業部長 (現任)<br>平成23年6月 当社社外取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社不動テトラ執行役員地盤事業本部副本部長<br>兼営業部長 | 0株                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. ※は、新任の取締役候補者であります。
3. 山下 晃、田畑 滋の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 山下 晃氏は、株式会社不動テトラの執行役員管理本部企画財務部長であります。同社は、当社の大株主であり当社と業務提携契約を締結し連携関係を構築していますが、当社との間に特別な利害関係はありません。
5. 田畑 滋氏は、株式会社不動テトラの執行役員地盤事業本部副本部長兼営業部長であります。同社は、当社の大株主であり当社と業務提携契約を締結し連携関係を構築していますが、当社との間に特別な利害関係はありません。

6. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役としての職務を適切に遂行できると当社が判断した理由
- ① 山下 晃氏は、株式会社不動産テトラの執行役員管理本部企画財務部長であり当社主要事業に係る業界および業務に精通しており、当社においても社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。
  - ② 田畑 滋氏は、株式会社不動産テトラの執行役員地盤事業本部副本部長兼営業部長であり建設業界における専門的な知識・経験を有し、当社においても社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。
7. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- ① 山下 晃氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
  - ② 田畑 滋氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
8. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社では、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役との間に会社に対する損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、現在当社の社外取締役である山下 晃、田畑 滋の両氏の間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。本総会において両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

## 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件としその任期は前任者の残存任期とします。また、本決議の効力は、次期定時株主総会が開催される時までとします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。  
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、重要な兼職の状況<br>当社における地位                                                          | 所有する<br>当社<br>普通株式数 |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| みずかわ さとし<br>水川 聡<br>(昭和54年11月29日生) | 平成16年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>牛島総合法律事務所<br>平成19年5月 三井法律事務所<br>平成23年7月 二重橋法律事務所（現任） | 0株                  |

- (注) 1. 候補者水川 聡氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 候補者水川 聡氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 社外監査役候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行できると当社が判断した理由  
水川 聡氏は、弁護士として培われた法律の専門知識と経験を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。  
4. 社外監査役との責任限定契約について  
当社では、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外監査役との間に会社に対する損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、水川 聡氏が、社外監査役に就任した場合は、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。

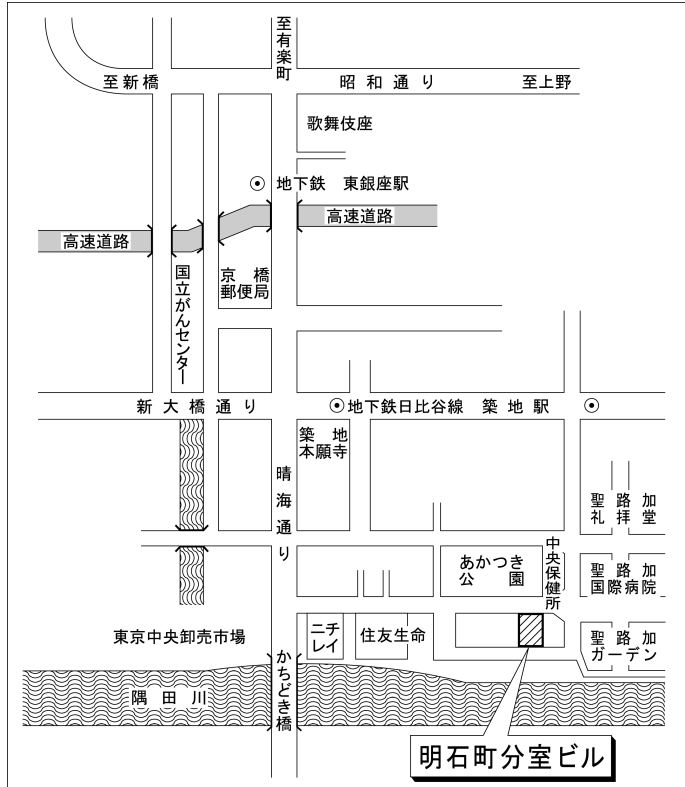
以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区明石町13番18号

日特建設 明石町分室ビル 2階会議室

TEL 03 (3541) 6221 (日特建設東京支店事務管理部)



交通案内○地下鉄日比谷線「築地駅」より徒歩7分です。

○駐車場に限りがございますので予めご承知ください。